



別紙1 保育料

基本保育料

【一般】

		年齢	保育料
基本保育		0歳児	無償化対象外 37,000円
		1歳児	
		2歳児	無償化対象 0円
		3歳児	27,600円
		4歳児	※利用料 23,100円 副食費 4,500円含
		5歳児	
一時保育	平日	1時間	300円
		1日	2,000円
	土日祝	1時間	400円
		1日	3,000円

【従業員】

		年齢	保育料				
			生活保護	非課税母子・父子	非課税	課税母子・父子	課税一般
基本保育		0歳児	0円			6,300円	13,650円
		1歳児					
		2歳児					
		3歳児				4,200円 ※副食費含	10,500円
		4歳児					
		5歳児					
一時保育	平日 土日祝	1時間	200円				
		1日	1,400円				

【一時保育 別途必要な料金】

- ・給食代200円/回
- ・午前おやつ代30円/回
- ・午後おやつ代70円/回

【無償化対象の方】

- ・「利用料」が減額されます。
- ・副食費4,500円/月は徴収いたします。

※基本保育料【従業員】の保育料に関しましては、世帯市民税所得割課税額により決定する「佐賀市保育料基準」に基づき、該当額の70%で施設利用出来るように料金設定をしております。

また、利用負担額は児童育成協会の規定に従い、37,000円を上限に設定しております。

従業員の方のその他重要事項

- ①小学校就学前の範囲において、保育所等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円。
- ②市町村民税所得割額が57,700円未満の場合、①に関わらず最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円。
ただし、市町村民税非課税世帯の場合は、2人目以降は0円。
- ③母子・父子世帯等の適用を受ける場合、2人目以降は0円。
- ④4月から8月は前年度の市町村民税、9月から3月は当年度の市町村民税に基づき算定。